

農業者等営農継続緊急支援事業実施要領

令和3年11月4日
3農産第930号
改正 令和4年3月7日
4農産第173号
改正 令和5年10月4日
5農産第850号

第1 趣旨

本事業は台風、大雪等の災害（知事が別に定める対象災害に限る。）により被災し、厳しい経営状況にある農業者等の生産回復・経営再開に向けた取組を支援する。

本事業の実施については、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業の内容等

本事業の事業種目、それぞれの対象作物、事業内容、補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）、事業実施主体、採択基準及び補助率については、別表のとおりとする。

第3 事業の実施等

1 交付申請

- (1) 規則第5条第1項に規定する申請書は、別表に定める様式によるものとする。
- (2) 知事は、前号に規定する申請書を受理し、その申請内容が本事業の趣旨に照らして適当と認めるときは、補助対象事業者に対して補助金の交付決定を行うものとする。

2 補助事業の変更

補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容について、次に掲げる内容を変更しようとするときは、あらかじめ別表に定める様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- ア 事業の廃止
- イ 事業実施主体を構成する者の追加又は変更
- ウ 補助金額の増又は2割を超える減
- エ 事業費の2割を超える増減
- オ 事業種目の追加又は変更

3 実績報告

規則第13条に規定する実績報告書は、別表に定める様式によるものとし、補助事業者は、事業完了後（交付決定の日までに着手し、既に事業が完了している場合は交付決定後）30日以内又は事業実施年度の3月25日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

4 実施状況の報告

- (1) パイプハウス復旧支援事業（別表1の(3)）を実施した事業実施主体は、本事業の実施年度から3年間、毎年度、当該年度の成果目標の達成状況について自ら評価を行い、翌年度の6月末日までに補助事業者へ提出するものとする。
- (2) 補助事業者は前項の報告を受けたときは報告があつてから10日以内に別表に定める様式により知事に提出するものとする。

第4 助成

知事は、本事業の実施に必要な経費について、予算の範囲内において、助成するものとする。

第5 事業の実施期間

- 1 本事業の実施期間は、第3の1の(2)の交付決定の日から事業実施年度の3月25日までとする。ただし、事業趣旨に鑑み、別途定める本事業の対象災害による被害の早期復旧のために交付決定の日までに着手された内容について、これを対象とすることができるものとする。
- 2 事業実施主体は、補助事業が交付決定のあった日の属する年度内に完了しない場合においては、当該年度の12月28日までに別表に定める様式により速やかに知事に報告し、繰越の承認を受けること。
- 3 前号の期日以降に予算が成立したもので、補助事業が交付決定のあった日の属する年度内に完了しない場合は、当該年度の3月25日までに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

第6 財産の処分の制限

- 1 財産の処分を制限する期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）とし、その期間は、取得の日から起算すること。
- 2 処分制限期間中において処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 3 前号の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を府に納付することを条件とすることがある。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和3年11月4日から施行する。

附 則（4農産第173号）

この要領は、令和4年3月7日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則（5農産第850号）

この要領は、令和5年10月4日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

【別 表】

(3) パイプハウス復旧支援事業

対象作物	事業内容	補助対象事業者 補助事業者	事業実施主体	採択基準	補助率
野菜 果樹 花き	<p>倒壊等による被災パイプハウス及びこれに付帯する施設の復旧及び撤去に要する次に掲げる経費を助成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農産物の生産に必要なパイプハウスの修繕又は気象災害による農業被害前と同程度のパイプハウスの取得 2 パイプハウスを修繕するために必要な資材の購入 3 1及び2における施設補強等のために必要な経費 4 1と一体的に修繕し、又は取得する付帯施設の整備 5 撤去に要する経費（ただし、撤去のみの実施は対象外とする。 	市町村	販売農家	<p>以下の条件を全て満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産業被害報告書取りまとめ要領（平成12年12月27日付け2農産第1437号。）に基づき府に報告され、当該市町村に主な経営基盤を持つこと。 2 事業実施年度の3月25日までに完了する取組であること。 3 他の事業との重複申請とならないもの。 4 園芸施設共済の引受対象となる施設を修繕又は取得（以下「復旧」という。）する場合にあっては、当該施設について、再度の気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証の加入等がなされるものであること。 なお、その加入等の期間は、被覆期間中や災害の発生が想定される時期に限定せず、通年とし、また、当該施設の処分制限期間において継続されているものとする。 5 復旧に当たっては、同レベルの災害が発生しても、その被害を回避するための補強（タイバー（逆T型）、クロス（X型）のうちいずれか）を行うこと。 ただし、施設規模等で困難な場合は別途府と協議の上、同程度の効果が得られる補強を行うこと。 	<p>【パイプハウス及び付帯する施設の復旧に要する経費】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 園芸施設共済等加入者 1／2以内 （消費税は補助対象外） <p>ただし、共済金国庫相当額（民間事業者による保険金についても支払額の1/2を国庫相当額とみなす）、国庫補助金及び府補助金の合計が事業費の2／3以内かつ、共済金（民間事業者による保険金等含む）、国庫補助金及び府補助金の合計が事業費を超えない範囲において補助を行うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 園芸施設共済等未加入者 3／10以内 （消費税は補助対象外） <p>【撤去に要する経費】</p> <p>1／2以内 （消費税は補助対象外） ただし、事業費は290円／㎡を上限とする。</p> <p>また、共済金（民間事業者による保険金等含む）、国庫補助金及び府補助金の合計が事業費を超えない範囲において補助を行うこととする。</p> <p>（千円未満は切り捨て）</p>

書類提出先・提出様式

- 1 事業実施主体は、事業実施主体又はその主たる事務所が所在する補助対象事業者又は補助事業者へ提出するものとする（事業実施主体が複数の市町村又は広域振興局の管内に渡って所在する場合も同様）。
- 2 補助対象事業者又は補助事業者は、必要な指導及び調整を行った上、適当と認めた場合は、上記1をとりまとめ、規則第5条により、下表のとおり提出する。

提出先	提出様式				
	交付申請	変更承認申請	実績報告	実施状況報告	債務負担の承認申請
広域振興局等	別記第1-1号様式 別記第4号様式	別記第2-1号様式	別記第3-1号様式	別記第5号様式	別記第6号様式